

第 101 回接続委員会 議事概要

日 時 平成 19 年 12 月 11 日 (火) 16 : 00 ~ 18 : 00
場 所 1001 会議室
参加者 接続委員会 東海主査、酒井主査代理、相田委員、
佐藤委員、直江委員、藤原委員、森川委員
総 務 省 武内電気通信事業部長、谷脇事業政策課長、
古市料金サービス課長、二宮料金サービス課
企画官、飯村料金サービス課課長補佐、
事務局

【議事要旨】

次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について (論点整理 1 回目)
総務省から資料説明が行われた後、論点整理のための討議が行われた。

【主な発言等】

1 第一種指定電気通信設備の指定範囲及びアンバンドルについて

森川委員：NGNの発展を阻害するフレームワークであってはならない。基本的には今はアクセス網と地域IP網を一体と考えるのは妥当。将来的には分けて考えていくべき。第一種指定の形をとって、具体化していく。現時点ではアクセス網と完全に切り離されていないので、ざっくりとした網をかける必要がある。上位のレイヤーについてはまだ固まっていないので、あまりつめない方がよいのではないか。

藤原委員：第一種指定電気通信設備とすることへの結論を急いでいるように感じる。たとえば、接続の関係については、事業法第32条により指定でなくても接続する義務がある。それだけでしのごことも一つの選択肢。

酒井主査代理：指定とアンバンドルとは別の問題ととらえてよいか。NGNを指定する場合にも、部分的に指定するという選択もあるということによいか。

総務省：設備ごとに指定をするため、その一部を指定することを排除するものではない。

酒井主査代理：PSTNも地域IP網もNGNに巻き取られるなら、NGNは指定にするのだろうが、指定の範囲は個別検討していくべき。全てを指定してしまうと開発意欲を削ぐことになる。

相田委員：NGNを拡大して、PSTNを巻き取っていかこうとする際にアクセ

ス回線がネックになることは間違いない。現状、PSTNはNTTがほぼ独占だが、ISP接続については結構競争がうまくいっているように見える。これが一つのネットワークに統合される際、結果として上位のサービスまでNTTが独占することになるのは問題。自由に競争できるように、最低限指定することは必要ではないか。

佐藤委員：ネットワークの進化に対応して柔軟に制度を決められる仕組みが重要。ボトルネック性のある設備やこれと一体となったサービスについては指定の対象になる。基本的な部分は指定にするが、まだ分からない部分については柔軟に対応すべき。

直江委員：一応指定するが当面自由にさせる方法ならば、アクセス網は開放して数年後に見直すべき。NTTの提案しているビルアンドキープがうまくいかなければ、その際に考える。

藤原委員：指定電気通信設備となって初めて相互接続の義務があるのではなく、義務とは切り離して考えられている。単純に接続義務だけを課すのであれば指定しなくても良い。具体的な効果として何を狙うかによって指定を検討すべき。

佐藤委員：私の理解だと第一種指定電気通信設備でなくなると、アンバンドルの義務・接続料の認可制やオープン化の義務はすべて外れるため、議論できなくなる。入口としては第一種指定電気通信設備になるのだろうが、具体的にどこをアンバンドルするかという議論が本題であり、これが決まれば当面は対応できるだろう。

森川委員：NGNでのサービスは基本的に今までのサービスとほとんど変わらないので、地域IP網の指定を援用して良い。今は暫定解で、将来は理想形態もありうるが、当面は指定するのであろう。

佐藤委員：競争環境を築くには二つ方法があるが、徐々に進化するのだから今のルールでやるという方法と、新しい事業者が出てくるので新しい配慮を行う方法がある。今は、アクセス網にボトルネック性があるが、数年後にアクセス網についてもっと明確に競争条件ができれば、コアネットワークの議論になる。今はアンバンドルの議論だが、もっと制度のフレームワークを含めた議論をしないといけない。

総務省：接続ルールのなかでアンバンドルをどこまでするかということだが、機能が変わるので、定期的に見直しをしないといけない。他方、FMCのように、固定網と移動通信網が融合してくると、競争促進プログラム2010にもあるように指定設備も将来的に見直さないといけない。そこは切り分けてひとまず今の接続ルールをベースにして議論をしないといけない。

東海主査：新しいNTTの構想は日本の電気通信事業のコアになるだろう。そ

の中でアクセスの方法が多様に絡まり合っていく可能性を想定している。第一種指定設備とすることが過度な規制とは考えていない。むしろ今の段階では会計整理の観点から第一種指定設備とすることは満たさないと、のちのち問題が起こってくるだろう。

2 分岐端末回線単位の接続料の設定について

直江委員：前回、競争が成り立ち、かつ普及も進むということを前提にすれば、キャリアズレートのようなものになるとの問題提起をした。ビットストリームの卸とは異なり、アクセス網のシェアをするのは卸でできないか。OLTの共用にこだわる必要はないのではないか。

東海主査：他事業者に不利になるのではないか。

直江委員：光ネットワークを自ら敷設した事業者の価格競争力がなくなる状況や、インセンティブを削ぐことにはならないように考える必要がある。

佐藤委員：NTTがFTHのシェアが高いのは、競争の結果なのか、規模の経済性なのか、あるいはNTTの営業の成果なのか。NTTは一分岐だから競争できないと逆に反論してくる。現段階でどちらが間違っているとはいえない。競争、技術、投資に関する問題を今よりも集約すれば議論になるが、現段階では判断が難しい。卸や別のオープン化を講じるなど、セカンドベスト、サードベストについて時間をとって考えてみる必要がある。

3 OLTの共用について

森川委員：OSUは占有がよい。たとえばIP放送が流れたときに、各事業者が帯域を使うと共用している事業者の帯域はどんどん減っていく。

佐藤委員：帯域が確保できてサービス品質の確保ができるかどうかだろう。

森川委員：サービス品質の確保について、3社がそれぞれ別々にIP再送信をするとそれだけで3倍の帯域が減る。3事業者が同じコンテンツを流すというルールもあり得るが、そうなると競争ができなくなる。

東海主査：コスト負担に関して接続料算定の工夫の議論が必要。

佐藤委員：料金で収斂できる余地を残しておく必要があるだろう。

森川委員：実際換えるには、ファームウェアのアップデートにお金がかかる。しかし、将来、新しいサービスが出てくることを研究者としては考えないといけない。うまいフレームワークが作ればできるという話だが、是非料金で落としどころを探して欲しい。

以上